



緊急事態宣言再延長に伴う部活動について（通知）

沖縄県における緊急事態宣言再延長を受け、市立学校におかれましては引き続き感染症拡大防止の対策をお願いします。

さて、市立中学校における部活動については、下記の対応とします。

尚、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

部活動は原則中止とします。しかし、緊急事態宣言下における部活動の制限は長期におよび、この状況が続くと子どもたちへの心身の健康等に深刻な影響が生じることが危惧されます。

そこで、下記の条件や確認事項について遵守し、感染拡大のリスクが低いと校長が判断した場合、部活動を再開・実施することができることとします。

【活動再開の条件】

以下の（１）及び（２）のいずれかに該当し、活動再開に向けて確認事項①～③について遵守する体制を構築することとします。尚、部活動再開の期日については、教職員への周知、部顧問会での確認、生徒への指導（特に参加は強制ではない、誹謗・中傷等への指導・配慮）及び参加意思の確認、保護者等の理解（同意書提出）を受けて、実効性のある活動計画等をもとに準備が整い次第、校長が判断することとします。

- （１）これまで、継続してきた九州・全国大会に係る大会等に出場する部活動については、下記の活動再開に向けての確認事項①～③を確認、校長に承認を受け、活動を行う。
- （２）上記（１）以外の部活動については、下記の活動再開に向けての確認事項①～③を確認、校長に指導・助言を受け、承認後、活動を再開する。

【活動再開に向けての確認事項】

- ① 部活動顧問は、活動計画書（主に活動人数・時間・場所・方法・感染防止対策等）を作成し、校長・教頭に提出し、承認を得ること。その後、活動計画を生徒と共有し感染防止対策を徹底すること。（特に感染リスクの高い活動は行わないこと。）
- ② 部活動顧問は、生徒の活動参加の意思を確認後、保護者同意書の提出を受けて活動への参加を認めること。但し、生徒に対し参加への強要は行わないこと。また、参加しない生徒への誹謗・中傷に繋がらないように部活動に限らず学校全体で指導・配慮を行うこと。
- ③ 活動については以下の条件及び別紙を遵守すること。
  - ア 平日の活動は90分以内、休業日（土日等）の活動は2時間以内とする。朝練は認めない、また、平日の1日と休業日（土日等）の1日、週2日以上活動停止日を設けること。尚、活動時間に準備・片付け・清掃・ミーティング等は含まないとするが、三密を避けるなどの感染防止を徹底し、必要最小限の活動にとどめること。さらに、昼食を挟むことのないように時間設定を配慮すること。
  - イ 他校との練習試合や合同練習については、認めない。
  - ウ 各種大会に参加する場合は、校長の許可を得ること。大会の参加については、主催者の示す感染防止ガイドライン等を遵守すること。
  - エ 感染者や濃厚接触者及び接触者等が確認される等、感染リスクが高い場合や感染防止対策が徹底されていないと校長が判断した場合は、活動を認めない。